

栗原市高齢者等見守り支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者等の安全確保及び介護者等の精神的負担等の軽減を図るため、栗原市高齢者等見守り支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「高齢者等」とは、認知症等により徘徊行動がみられ、市内に居住し、かつ栗原市の住民基本台帳に記録されている在宅の高齢者その他の者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第7条第3項に規定する要介護者または同条第4項に規定する要支援者
- (2) 医師により法第5条の2第1項に規定する認知症と診断された者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、これらに準ずると市長が認める者

2 この要綱において「介護者等」とは、高齢者等を支援する親族又は介護支援専門員若しくは地域包括支援センター職員をいう。

3 この要綱において「見守りシール」とは、介護者等が登録した高齢者等の早期の保護のための必要な情報を携帯電話等で読み取る事ができる二次元バーコードが印字されたシールをいう。

(事業の内容)

第3条 事業は、高齢者等及び介護者等に見守りシールを交付し、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 高齢者等の早期保護を図るため、高齢者等を発見した者が見守りシールに印字された二次元バーコードを読み取り、当該高齢者等の介護者等とインターネット回線を通じて情報通信をすること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、高齢者等の早期保護のために市長が必要と認める事項

2 事業の利用料は、無料とする。

(事業を利用できる者)

第4条 事業を利用できる者は、高齢者等及び介護者等とする。

(交付の申請)

第5条 事業を利用しようとする高齢者等又は介護者等（以下「申請者」という。）は、栗原市高齢者等見守り支援事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、利用の可否を決定し、その旨を栗原市高齢者等見守り支援事業利用決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(見守りシールの交付)

第6条 市長は、前条第2項の規定により利用を決定したときは、申請者に見守りシールを交付するものとする。

2 見守りシールは、高齢者等1人につき1回に限り交付するものとする。

3 前条第2項の規定により利用の決定を受けた申請者（以下「利用者」という。）は、第1項の規定により交付された見守りシールを亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、市長が指定する事業者（事業を適切に実施することができる市長が認める事業者をいう。）から自己の負担により見守りシールを購入するものとする。

（関係機関への情報提供）

第7条 市長は、事業の実施のために必要と認めるときは、利用者、連絡先（高齢者等を保護したときの連絡先として登録された者をいう。）及び高齢者等の情報を、事業の実施のために必要な範囲に限り、警察その他の関係機関に提供することができる。

（利用者の遵守事項）

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 見守りシールを高齢者等の衣服その他の持ち物に貼り、第三者から識別できる状態にすること。
- (2) 見守りシールを他人に譲渡し、又は販売しないこと。
- (3) 見守りシールを改ざんしないこと。
- (4) 見守りシールを事業の利用以外に使用しないこと。

（変更等の届出）

第9条 利用者は、第5条第1項に規定する申請書に記載された内容に変更が生じたとき、又は事業の利用を中止しようとするときは、栗原市高齢者等見守り支援事業内容変更・利用中止届（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（利用の取消し）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の利用を取り消すことができる。

- (1) 利用者が虚偽の申請によって事業の利用の決定を受けたとき
- (2) 利用者が、第9条各号に掲げる遵守事項に違反したとき
- (3) 前2項に掲げるもののほか、市長が事業の利用を取り消す必要がある認めるとき

2 市長は、前項の規定により事業の利用を取り消したときは、栗原市高齢者等見守り支援事業利用取消通知書（様式第4号）により利用者に通知するものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。